

## 山口県企業立地促進補助金（山口県企業立地促進補助金交付要綱）

※補助金の交付は審査会の審査を経て決定されます。

対象者	対象要件			
企業	<p>1 日本標準産業分類に掲げる製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告業、デザイン業、自然科学研究所等の事業の用に供する工場等の新設、増設を行うもの。</p> <p>2 工場等の事業内容が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 次に掲げる分野に係る事業</p> <p>(ア) 医療関連分野 (イ) 環境・エネルギー関連分野</p> <p>イ 開発研究機関</p> <p>ウ 製造業のうち上記アに掲げる事業以外に関する事業(一般製造業)</p> <p>エ 流通に関する事業(流通業)</p> <p>(ア) 道路貨物運送 (イ) 倉庫 (ウ) こん包 (エ) 卸売</p> <p>オ 産業支援サービスに関する事業(産業支援サービス業)</p> <p>(ア) ソフトウェア (イ) 情報処理サービス (ウ) 情報提供サービス (エ) 広告 (オ) デザイン</p> <p>カ 本県の産業構造の高度化、多角化等に寄与すると知事が特に認める事業</p> <p>3 新設(リースを含む)に係る工場用建物(事業用建物)及び生産設備(事業用設備)への投資額並びに新規雇用従業者が、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ただし、県関与団地を取得して行う工場等の新設に伴う建物及び事業用設備に係る固定資産投資額に関する要件の適用はないものとする。</p> <p>4 土地の取得については、工場等を新設するための土地を取得の上、土地取得日から原則1年内に工場等の建設に着手するものとする。</p>			

区分	工場等の所在地		
	過疎以外の地域	過疎地域	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関連分野に係る事業</li> <li>・環境・エネルギー関連分野に係る事業</li> <li>・一般製造業</li> </ul>	固定資産投資額 中小企業者以外の事業者	5億円	1億円
	中小企業者	3億円	5千万円
	新規雇用従業者数 中小企業者以外の事業者	20人	5人又は過疎地居住者3人
		10人	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発研究機関</li> </ul>	固定資産投資額	1億円	
	新規雇用従業者数	5人	5人又は過疎地居住者3人
<ul style="list-style-type: none"> <li>・流通業</li> </ul>	固定資産投資額	1億円	
	新規雇用従業者数 中小企業者以外の事業者	20人	5人又は過疎地居住者3人
		10人	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業支援サービス業</li> </ul>	固定資産投資額	1億円	
	新規雇用従業者数	5人	5人又は過疎地居住者3人

交付内容						
補助金の種類	補助の対象となる経費	補助率	対象業種	補助限度額		対象地域
工場等建設促進補助金	建物及び事業用設備に係るもの 建物の建設及び事業用設備の設置に要する経費	投資額[工場用(事業用)建物+生産用(事業用)設備] × 10/100 ※県関与団地に立地する場合、補助率10%部分を15%にかさ上げ	医療関連分野 環境・エネルギー関連分野 開発研究機関	新規雇用従業者数50人以上	30億円 (土地の取得がない場合5億円)	県関与団地※1
					10億円 (土地の取得がない場合5億円)	県下全域
		投資額[工場用(事業用)建物+生産用(事業用)設備] × 5/100	一般製造業 産業支援サービス業  流通業	新規雇用従業者数50人未満	2億円 (土地の取得がない場合1億円)	
					2億円	指定団地※2
雇用奨励金	雇用に係るもの	雇用に要する経費	正社員の新規雇用従業者数 × 100万円 正社員以外の新規雇用従業者数 × 50万円	工場等建設促進補助金の対象業種	なし	工場等建設促進補助金の業種毎の地域区分に準じる
企業立地関連施設整備補助金	電力施設に係るもの	電力施設の建設に係る電力会社に対して負担を要する経費※3			2千万円	
	工業用水施設に係るもの	工業用水施設の建設に要する経費※4			2千万円	

※1【県関与団地】

ひかりソフトパーク、宇部テクノパーク、宇部新都市テクノセターボー、小野田・楠企業団地

※2【指定団地】 土地の取得がある場合のみ当該補助金を適用する。

テクノポート周東、小野田・楠企業団地

※3 特別高圧電力の公称電圧66,000ボルト以上、契約電力2,000キロワット以上であること。

※4 県企業局に係る工業用水の使用水量が日量1,000m<sup>3</sup>以上であること。